

琵琶湖・森林政策特別委員会資料3  
令和7年(2025年)3月14日(金)  
琵琶湖環境部森林政策課

# 第3回 滋賀県分収造林事業あり方検討委員会の 内容報告について

# ▶ 今回の趣旨・目的

- 第3回の議題は、「今後の検討の方向性」について
- 今後の検討の方向性を議論するにあたっての論点と現状想定される選択肢を示し、議論いただいた。

**01** R 6. 9. 13  
長期収支公表  
公社の概要・歴史  
長期収支見通し  
他県公社の状況



**02** R 6. 11. 8  
長期経営計画  
検証と評価



**03** R 7. 2. 20  
検討の方向性  
これまでの議論を踏まえ、検討の方向性について整理



**04** R 7. 5頃  
**あり方の方針**  
これまでの議論を踏まえた県としての方針（最適解）を提示



**05** R 7. 8頃  
**とりまとめ**  
検討会での議論をとりまとめる



# ▶ 論点検討① 県の責任

## ★ 委員からの主な意見

- ・ 将来的な森林管理から県が撤退することは絶対に避けるべき。
- ・ 県が市町に任せることなく、継続して公益的機能について考えることが必要ではないか。
- ・ 滋賀県は琵琶湖を預かっている。水源林を守る意味でも奥地林を含めてより良い森林を目指すのが、滋賀県全体にとっても賢明な考え方ではないか。

県が造林公社を通じて果たしてきた責任とは・・・

### 県民への責任

- ・ 900億円超の債務免除を行い存続させた造林公社の経営改善を行う責任
- ・ 二度と同じ過ちを繰り返さないために指導・監督、助言を行ってきた

<現状>

- 経営改善を果たせず計画が破綻
- 2度目の造林公社問題解決へ

### 自然への責任

- ・ 県内に人工的に造林した約2万haの針葉樹林の管理責任
- ・ 森林の循環利用による適度な森林環境の形成と生態系保全への寄与

<現状>

- 分収造林事業を通じた公社林管理
- 森林を取り巻く新たな課題の発生

### 下流への責任

- ・ 琵琶湖総合開発に基づき、下流自治体の支援を受け、拡大造林を実施
- ・ 琵琶湖保全再生法の制定、施行
- ・ 以降、下流域への水供給のため、琵琶湖の水源林を守り育ててきた

<現状>

- 琵琶湖を国民的資産に位置付け
- 湖沼の大切さを世界へ発信

これから果たしていくべき県の責任は・・・

### 県民への責任

子どもに課題を残さず、**造林公社問題の真の解決を目指す責任**

### 自然への責任

県内の森林（奥地水源林）に寄り添い、**琵琶湖や生態系と共に生きる責任**

### 下流への責任

将来的に森林の水源涵養機能を維持し、近畿1,450万人の**水源を守り続ける責任**

# ▶ 論点検討② 分収造林事業のあり方

- ◎ 委員の意見を踏まえ、事業継続により公社経営を成り立たせることは限りなく困難であると認識。
- ★ 今後の方向性として、**事業の廃止（収束）**もしくは、**皆伐再造林の選択肢を検討**

◎ 委員からは事業の継続に対して厳しい意見

- ・長期経営計画は意味を成していないのではないか
- ・分収造林事業で採算が採れないのは明らか
- ・188億円に見合う伐採収益を出すのは不可能
- ・採算林で皆伐再造林してはどうか



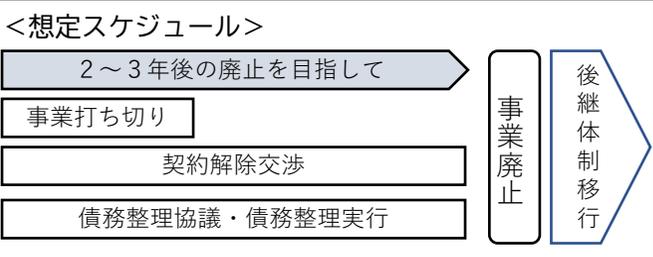
◎ 長期経営計画の分析（第2回）

- ・長期経営計画はほとんどの項目で未達成。
- ・特に伐採収益の項目は計画比32%の進捗
- ・公社経営に対する脅威を公社努力だけでは解決不可能
- ・回避、撤退のための計画修正が必要

## 案1 短期的に廃止

<手法>

- ・2～3年で契約を解除し、森林を所有者へ返還
- ・残債権全額を整理することで事業廃止

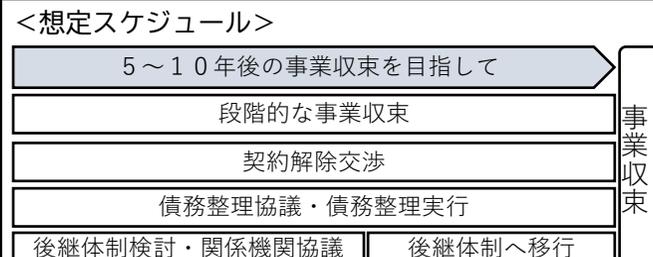


メリット	県の財政的負担が無くなる 将来の不確定要素に左右されず、 迅速な問題解決が可能
デメリット	事業中止に伴う生産量の低下と市場への影響の可能性 契約者との信頼関係悪化の懸念

## 案2 中長期的に収束

<手法>

- ・一定の条件を満たす事業地のみで搬出間伐
- ・並行して、契約解除・債務整理を進める
- ・概ね5～10年後を目途に事業収束を図る

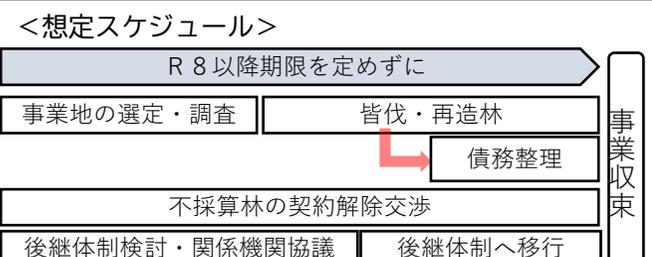


メリット	段階的な収束を図ることが可能
デメリット	県の財政的負担が当面的間継続 事業収束に伴う生産量の低下と市場への影響の可能性

## 案3 皆伐・再造林後に収束

<手法>

- ・再造林可能な採算林で公社が皆伐再造林を実施  
→完了後契約解除、保育は所有者責任
- ・完了後に残った事業地の契約を解除し廃止



メリット	当面の間、一定の生産量を維持 伐採収益による債務圧縮効果 長スパンでの弾力的な体制移行
デメリット	県の財政的負担が長期間継続 皆伐による水源涵養機能への影響 再造林への不安・保育費用の捻出

# ▶ 論点検討③ 公社組織のあり方

- ◎ 公社の果たしてきた事業成果や役割については大きく評価。県勢発展の一翼を担ったと認識。
- ◎ 一方で県財政には歴史に残る大きな傷跡を残し、今般債務問題が再燃。再度のあり方検討を実施。
- ★ 今後の方向性として、「解散」、「経営を縮小し存続」、「新たな役割を与え存続」、「県組織に吸収」の4案で検討

### 造林公社の果たしてきた成果・役割

県の人工林率の引き上げ	公益的機能の維持増進	地域経済の発展に貢献
安定的木材供給のベースライン	林業成長産業化に貢献	高い林業リテラシーの醸成



### 造林公社が抱える課題

長期経営計画と中期経営改善計画の乖離	債務弁済可能額の大幅な下方修正
--------------------	-----------------

課題発生の要因として考えられること

- ・国庫補助制度の変更による伐採計画の変化
- ・木材価格の低迷など、公社の経営努力が及ばない外部環境要因の変化
- ・県と公社で責任が二分したことで相互牽制が上手く働かなかった（結果として県の指導監督不足）

### ①解散

- ・再度の債務整理が必要となる点や、長期経営計画、分収造林事業破綻のケジメを付ける意味も込め、公社を解散。

メリット	県の財政的負担が無くなる
デメリット	公社プロパー職員の処遇調整 県としての責任の果たし方に疑問

### ②経営を縮小し存続

- ・事業縮小、資産整理の上で存続させる。
- ・それでも今後も一定規模の財政的支援（公金投入）の継続が前提。

メリット	現状体制の維持により対外的影響を最小限に抑える
デメリット	県の財政的負担が継続 県民理解が得られるか 事実上の問題解決の先送りに過ぎない

### ③新たな役割を与え存続

- ・公社に分収造林事業廃止後の新たな役割を与えて存続させる。
- ・それでも一定規模の財政的支援（公金投入）の継続が前提。

メリット	公社という団体が残ることで後継体制への移行がスムーズ
デメリット	県の財政的負担が継続 新たな役割の担い手として公社がふさわしいのか

### ④県組織に吸収

- ・公社は解散とするが、現行体制を県組織に吸収し、県直営の後継体制として活用
- ・公社会計は、特別会計とし区分経理

メリット	県のリソースを柔軟に活用可能 責任の所在を県に一元化
デメリット	機動性や柔軟性、会計の透明性の低下

# 論点検討④ 今後の森林整備

## 視点① 滋賀県における公社林の位置づけ

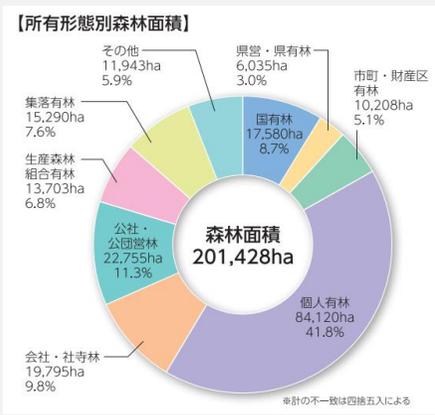
滋賀県の人工林面積における公社林面積の割合は全国トップ

滋賀県	16.04%	秋田県	5.89%
富山県	13.63%	埼玉県	5.09%
石川県	13.46%	宮城県	4.50%
岡山県	12.19%	福島県	4.45%
長崎県	10.52%	鹿児島県	3.95%
島根県	10.09%	高知県	3.38%
鳥取県	9.95%	徳島県	3.17%
山形県	8.32%	長野県	2.89%
兵庫県	8.15%	熊本県	2.77%
山口県	6.74%	宮崎県	2.36%
新潟県	6.24%	和歌山県	1.51%
岐阜県	6.23%	東京都	0.04%

他県と比べても公社林の重要度は高い

<さらに・・・>

滋賀県では4割が個人有林



県の行うゾーニングでは環境林に位置付け  
奥地水源林としての役割が大きい



契約を解除すれば、大半の公社林が個人有林へ  
将来的な奥地水源林の管理に大きな不安

## 視点② 市町による経営管理の実情

滋賀県の実情として、林業専門職員は滋賀県に集中

	滋賀県	19市町計
林業職員数	125人	4人

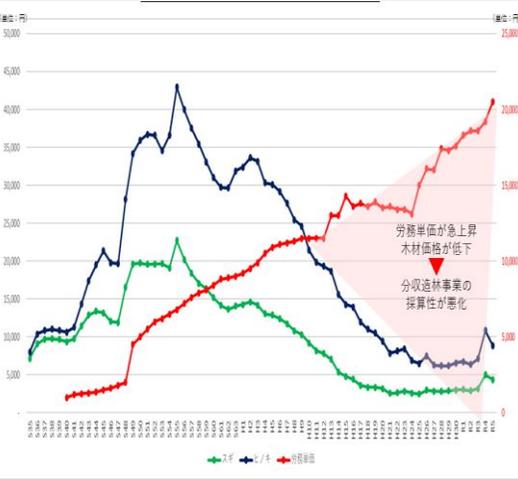
森林経営管理制度の進捗状況が全国平均以下

意向調査実施率	5%
全国平均実施率	10%

市町の専門性、マンパワー不足が深刻化

## 視点③ 森林を取り巻く社会問題

木材価格と労務単価の推移



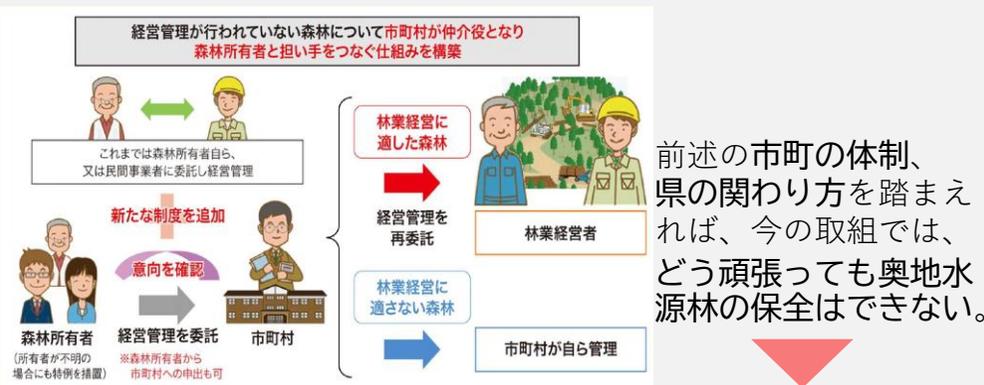
年齢区分別の人口推移予測  
※国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に作表



林業採算性の低下に森林所有者の少子高齢化が拍車をかけ、未整備森林、放置林の増加が懸念される。

# ▶ 論点検討④ 今後の森林整備

## 視点④ 奥地水源林は誰が守るべきなのか



県（公社）の役割の見直しを含め、奥地水源林管理のための新たな仕組み・体制が必要ではないか？

## 視点⑤ 奥地水源林の管理の重要性

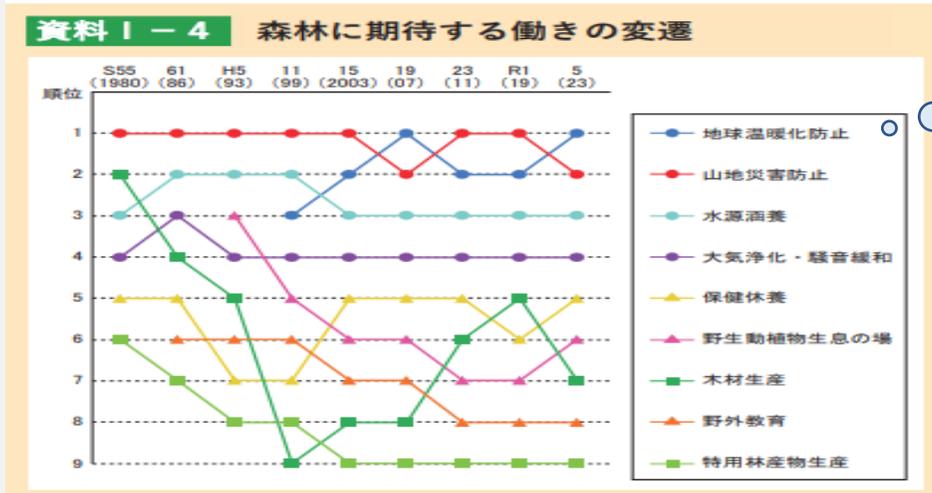
- ◎滋賀県の森林は
- 近畿1,450万人の暮らしを守る水源林
  - 貴重な二酸化炭素の吸収源
  - 生物多様性の宝庫
  - 緑の社会資本

社会経済情勢の変化により、放置林、未整備森林の増加が懸念

森林の公益的機能の低下につながるおそれ

現実と理想にギャップ

## 視点⑥ 県民・下流府県民が何を求めているのか



※令和5年度森林・林業白書から抜粋

森林の公益的機能発揮への期待が大きい

▶ 今後の方向性としては、**県で管理・公社で管理・県と市町の広域連携による管理の3案を想定**

# 各論点に対する委員からの主な意見

## ①分収造林事業のあり方 <あり方検討会では、『案2:中長期的に事業収束』を支持>

<主な意見>

- ・分収造林事業は中長期的に収束させていくべき。
- ・分収造林事業は何らかの形でやめざるを得ないと思うが、一方的にこちらから契約を終了させることができるのか。
- ・所有者の目線から見れば、案1：短期的に廃止の場合にも立木の収益が全て所有者のものになるので、採算林が対象であれば所有者にメリットのある選択肢ではないか。
- ・所有者に経営意欲があるのか、ないのかを含めて意向を確認した方が良い。

## ②公社組織のあり方 <あり方検討会では、『案4:公社を解散し県組織に吸収』を支持>

<主な意見>

- ・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。
- ・採算林と不採算林を同時に扱ってきたことが公社に関する判断を歪ませてきた一つの要因ではないか。
- ・今後の公的な役割が環境林整備や森林管理に特化するのであれば、組織に機動性や柔軟性は不要。
- ・環境林整備に特化するのであれば、県が公的管理を行うことによる安定的な管理や政策決定、県全体の森林を俯瞰した政策判断が必要。

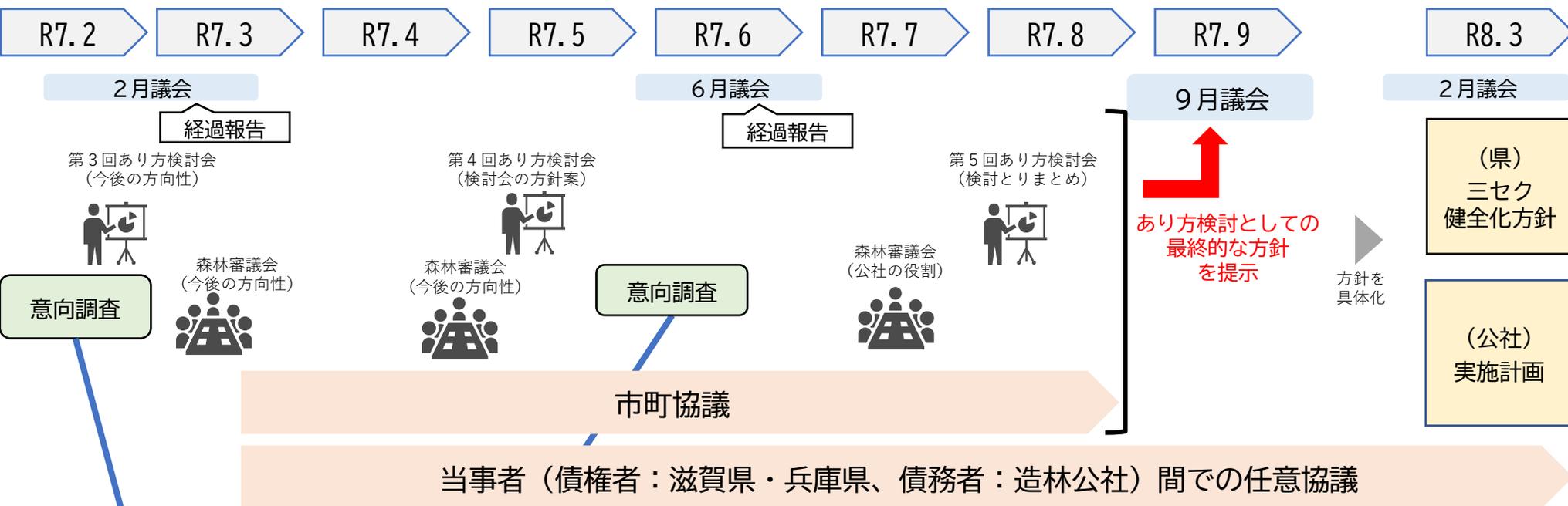
## ③今後の森林整備 <あり方検討会では、『県で管理・県と市町の広域連携による管理』を支持>

<主な意見>

- ・公社林のうち不採算林については、県有林化など県での公的管理を目指すべきではないか。
- ・今後の自治体経営を考えれば何でも自治体で抱え込むことはできない。民間に任せられる採算林は積極的に民間に任せるべき。
- ・どんな方針になるとしても、実際に作業される方の確保を含めた人材育成体制をセットで検討するべき。
- ・県と市町の協力で公益的機能を守るための環境林、不採算林の管理に特化する方向性が良いと思うが、機械的な連携になるのなら避けるべきなので、首長会議等で県と市町が議論するべき。

# 今後の検討の進め方

○ 大きな進め方として、“あり方検討会での検討”、“森林審議会での審議”、“市町との協議”、“議会との議論”を踏まえた上で、最終的な方針を来年度夏以降に判断したい。



★公社林契約者への意向調査

- ・現在、公社林契約者に対して森林についての意向調査を行っているところ。
- ・今後、5月の方針(案)の提示後に改めて、今後の森林整備に関する意向調査を行いたい。

★債務整理

- ・一般的に様々な手法が想定されることから、まずは当事者間で解決に向けた任意協議を進めている。
- ・次期中期経営改善計画期間の最終年となる令和12年度を債務整理の期限としたい。